

議案第 3 2 号

三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用  
の公営に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関  
する条例等の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 5 月 2 7 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例等の一部を改正する条例

(三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例の一部改正)

第1条 三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用自動車の使用の公営に関する条例(平成6年三田市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

(三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正)

第2条 三田市議会議員及び三田市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例(平成6年三田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第4条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

(三田市議会議員及び三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正)

第3条 三田市議会議員及び三田市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例(平成19年三田市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。